

カドミウム基準値強化！！

「水道施設の技術的基準を定める省令」及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」が、パブリックコメントの募集を経て平成 22 年 4 月 1 日に改正が予定されています。

主な改正点

～水道施設の技術的基準を定める省令～

- ・薬品基準及び、資機材基準の「カドミウム及びその化合物」の基準値を現行の 0.001mg/L以下から 0.0003mg/L以下に変更
- ・薬品基準及び、資機材基準の「1,1,2-トリクロロエタン」を削除

～給水装置の構造及び材質の基準に関する省令～

- ・給水装置浸出性能基準(末端)の「カドミウム及びその化合物」の基準値を現行の 0.001mg/L以下から 0.0003mg/L以下*に変更
- ・給水装置浸出性能基準(末端以外)の「カドミウム及びその化合物」の基準値を現行の 0.01mg/L以下から 0.003mg/L以下に変更
- ・給水装置浸出性能基準の「1,1,2-トリクロロエタン」の項を削除

※ 平成 22 年 4 月 1 日より 2 年間猶予期間が設けられる予定です。



平成 22 年 4 月 1 日より、水道用具に対して全般的にカドミウムの基準値が大幅に強化される予定です。

この機会に、御社製品の数値確認をご検討されてはいかがでしょうか？
当社は、改正予定の基準値を満たしたご報告が可能です。

しかも！！

当社は厚生労働大臣の登録水質検査機関として、水質検査に多くの実績があるとともに基準値改正の際などに、以前分析した製品の数値を web 上ですぐに確認することができるため確認時間の短縮化が図れる当社独自のシステムをご提供しております。

水道用資機材、給水装置、薬品等の浸出試験については、材質別に実施すべき検査項目が異なる場合や、浸出方法が異なる場合がございます。

検査項目や分析方法に限らず、ご不明な点は、分析担当：竹下、野村（内線：246、414）までお気軽にお問い合わせください。

